

千葉市中堅教諭等資質向上研修実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市立小学校、中学校、中等教育学校、高等学校及び特別支援学校(以下、「小学校等」という。)の教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師(以下、「教諭等」という。)で、その在職期間が10年に達した者に対して行う、個々の能力、適性等に応じた研修(以下「中堅教諭等資質向上研修」という。)の実施に関し必要な事項を定める。

(研修の目的)

第2条 中堅教諭等資質向上研修は、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第24条の規定、及び「千葉市の教職員研修体系」に基づき、現職研修の一環として、教諭等一人一人の能力・適性等に応じた研修を行うことにより、資質能力の向上を図ることを目的とする。

(研修の対象者)

第3条 小学校等に勤務する教諭等のうち、原則として、在職期間が10年に達した者を対象とする。ただし、特別の事情がある場合はこの限りではない。

(研修の内容)

第4条 本研修の目的に基づき、研修実施要項を作成し、次の各号に該当する内容の研修を行う。

- (1) 教育センター等の校外における研修(以下、「校外研修」という。)として、教科指導や生徒指導等に関する研修、適性に応じた選択研修、現下の教育課題に関する研修等を行う。
- (2) 主として校内における研修(以下、「校内研修」という。)として、授業実践を通じた授業研究や教材研究、特定の課題を設定した研究等を行う。

(研修の担当機関等)

第5条 本研修の目的に基づき、千葉市教育センター及び千葉市養護教育センターは校外研修を実施し、校長は校内研修を実施する。

(研修の日数等)

第6条 校外研修は原則として、夏季・冬季の休業期間等に、校内研修は課業期間中に、それぞれ15日程度実施するものとする。

(研修計画書の作成等)

第7条 校長は、教育委員会が作成した研修実施要項に基づき、個々の教諭等の評価案及び研修計画書案を作成し、教育委員会に提出する。

- 2 教育委員会は、校長から提出された評価案及び研修計画書案について、総合的な見地から調整し、これを決定する。

(研修報告書の作成等)

第8条 校長は、研修終了時に再度、当該教諭等の評価を行い、その結果に基づき研修報告書を作成し、教育委員会に提出する。

(その他)

第9条 この要綱及び研修実施要項で定めるものの他必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

〔別表〕 (第3条関係)

第3条に規定する在職期間の計算方法及び研修対象から除く者については、次に示すとおりとする。

在職期間の計算方法	(1) 次に掲げる期間は、在職期間に通算する。 ① 国立大学、公立の学校又は私立の学校において、小学校等の教諭等と同種の職で在職した期間（臨時的に任用された期間を除く。） ② 指導主事、社会教育主事、その他教育機関において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した期間 (2) 在職期間のうち、次に掲げる期間が引き続き1年以上ある時は、その期間の年数(端数は切り捨て)を当該在職期間から除算する。 ① 休職及び停職により、現実に職務を執ることを要しない期間 ② 職員団体の役員として専ら従事した期間 ③ 育児休業した期間 ④ その他、在職期間から除算すべき期間として文部科学大臣が定める期間
対象から除く者等	(1) 以下に示す特別の事情がある場合は、10年を標準として任命権者が定めた年数に達した後相当の期間内に実施する。 ① 在職年数が10年に達した教諭等の状況や研修の体系的な整備に関する考え方との調整のため、10年とは異なる年数を定めることが適切な場合。 ② 対象となる教諭等が配置されている学校の状況等により、本来研修を実施すべき時期に一斉に実施することが困難であるため、実施を早める又は遅らせることが適切な場合。 (2) 対象から除く者 ① 臨時的に任用された者 ② 他の任命権者が実施する中堅教諭等資質向上研修を受けた者 ③ 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した経験を有する者で、任命権者が当該者の経験の程度を勘案して中堅教諭等資質向上研修を実施する必要がないと認めるもの ④ その他、対象から除くに値すると任命権者が認めた者

